

環境省令第二十四号

南極地域の環境の保護に関する法律（平成九年法律第六十一号）第三条第五号及び第七条第一項第三号の規定に基づき、南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年八月六日

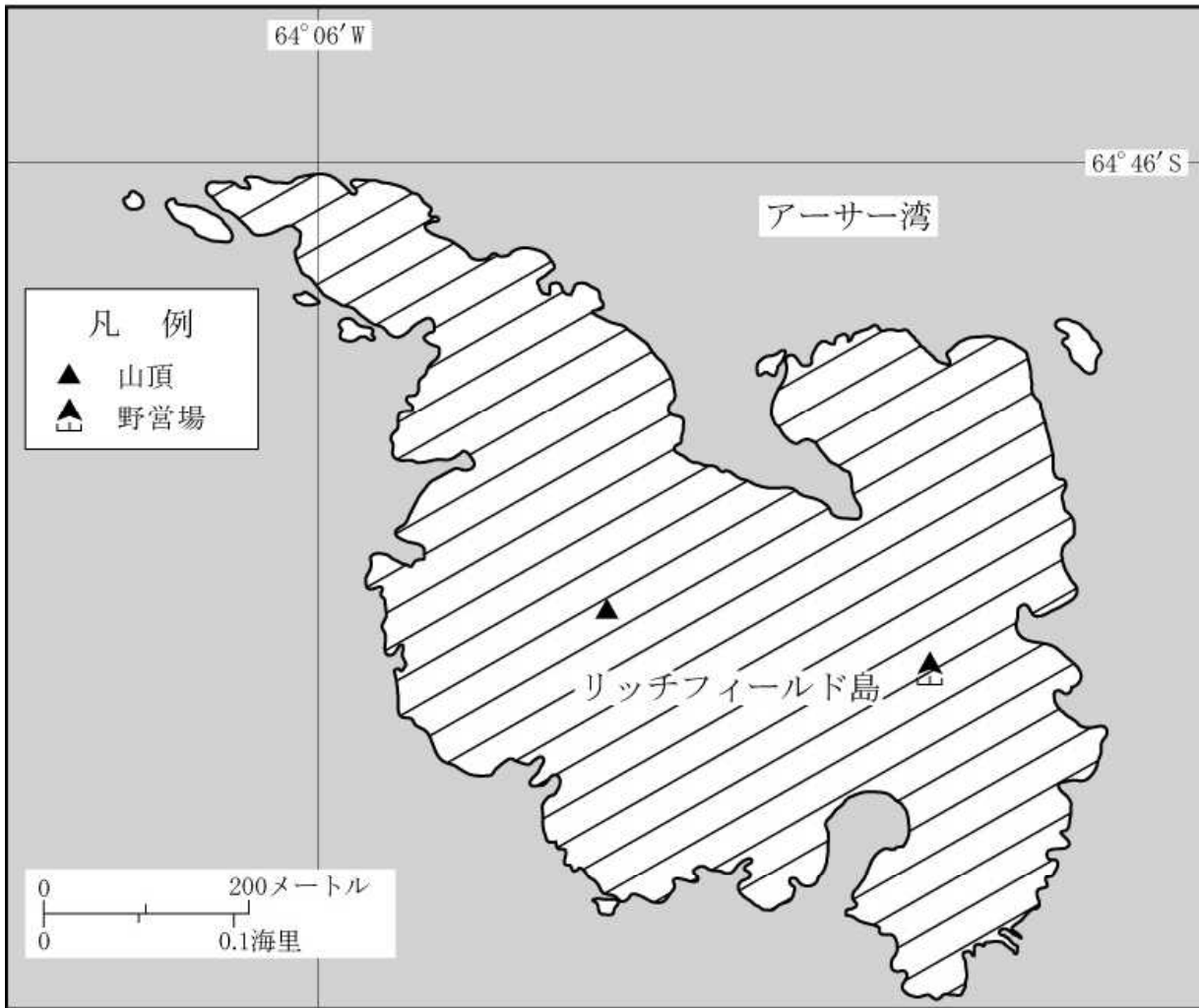
環境大臣 石原 伸晃

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則（平成九年総理府令第五十三号）の一部を次のように改正する。

別記第十三南極特別保護地区の地図を次のように改める。

(地 図)



別記第十四南極特別保護地区を次のように改める。

第十四南極特別保護地区 削除

別記第十八南極特別保護地区を次のように改める。

第十八南極特別保護地区 削除

別記第二十一南極特別保護地区中「東経166度9分46秒」を「東経166度9分35秒」に、「南緯77度33分13

秒東経166度10分1秒」を「南緯77度33分11秒東経166度9分39秒の地点を結び直線、同地点と南緯77度33分

12秒東経166度9分59秒の地点を結び直線、同地点と南緯77度33分13秒東経166度10分2秒」に、「東経166度

10分5秒」を「東経166度10分6秒」に、「東経166度10分6秒」を「東経166度10分7秒」に改め、地図を次

のように変更。

(地 図)

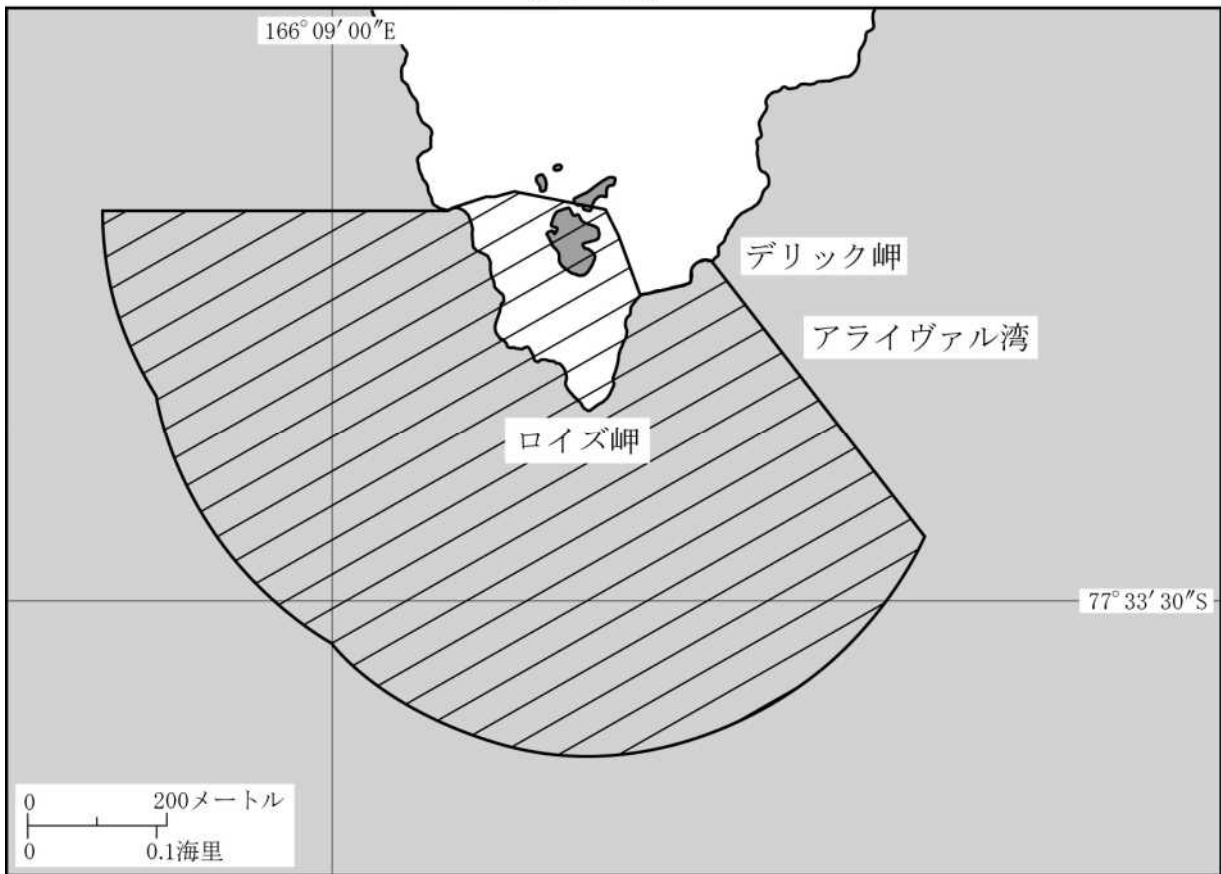
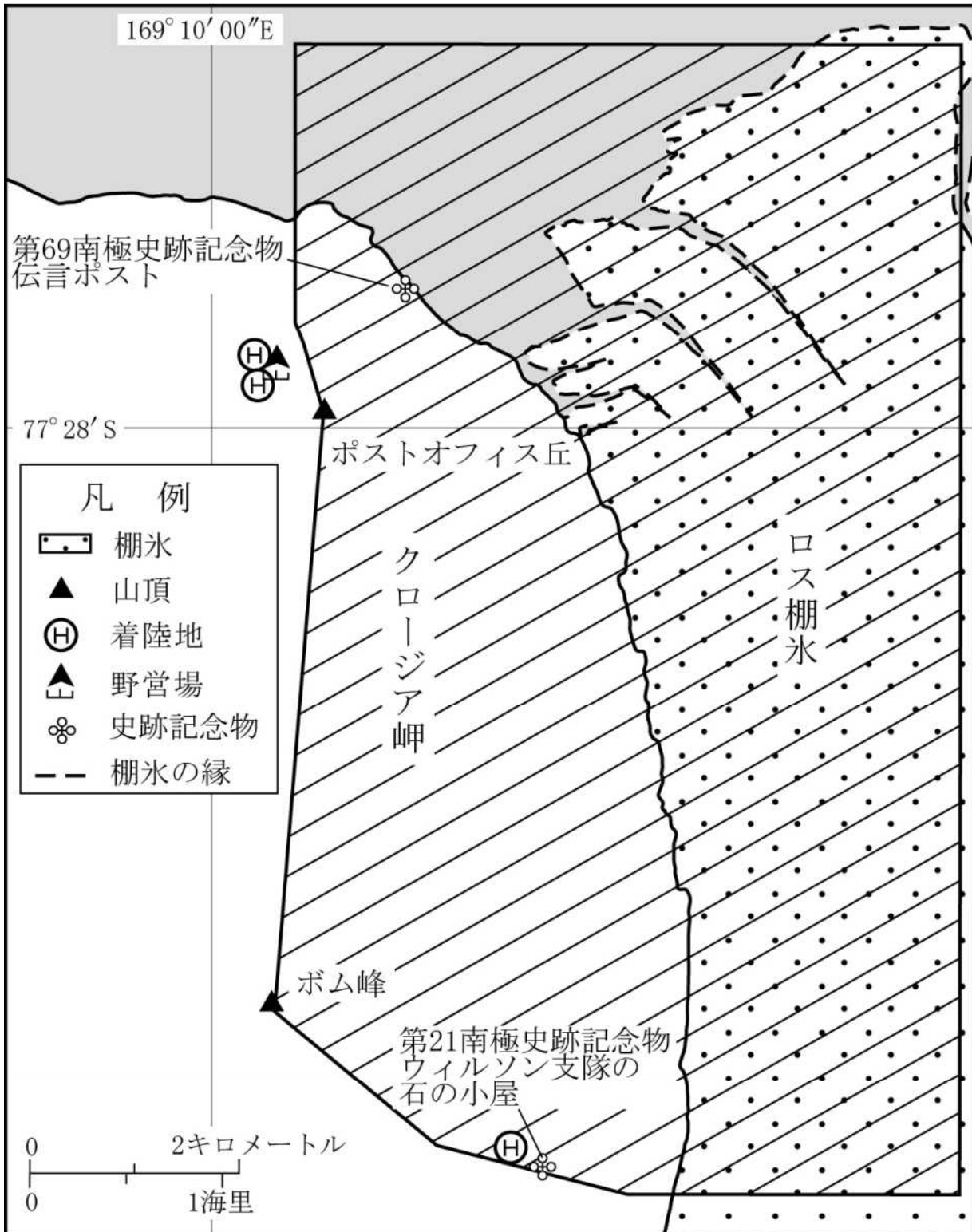


図14 南緯77度26分54秒東経169度11分30秒」¹⁾「南緯77度27分27秒東経169度12分」²⁾「東経169度11分30秒の経度線を北に進み、南緯77度26分東経169度11分30秒」³⁾「東経169度12分の経度線を北に進み、南緯77度26分東経169度12分」⁴⁾「稜線を西」⁵⁾「西方、北から75度の方角に引いた直線を西北西に進み、南緯77度31分45秒東経169度25分23秒の地点に至り、同地点から西方、北から52度の方角に引いた直線を北西」⁶⁾「東経169度11分30秒の経度線を北に進み、ポスト・オプ・イクス丘の南西にある地点（南緯77度28分東経169度11分30秒」⁷⁾「東方、北から5度の方角に引いた直線を北北東に進み、ポスト・オプ・イクス丘（南緯77度27分55秒東経169度12分40秒」⁸⁾「稜線を北」⁹⁾「西方、北から16度の方角に引いた直線を北北西」¹⁰⁾とある。地図を次のように読む。

(地 図)



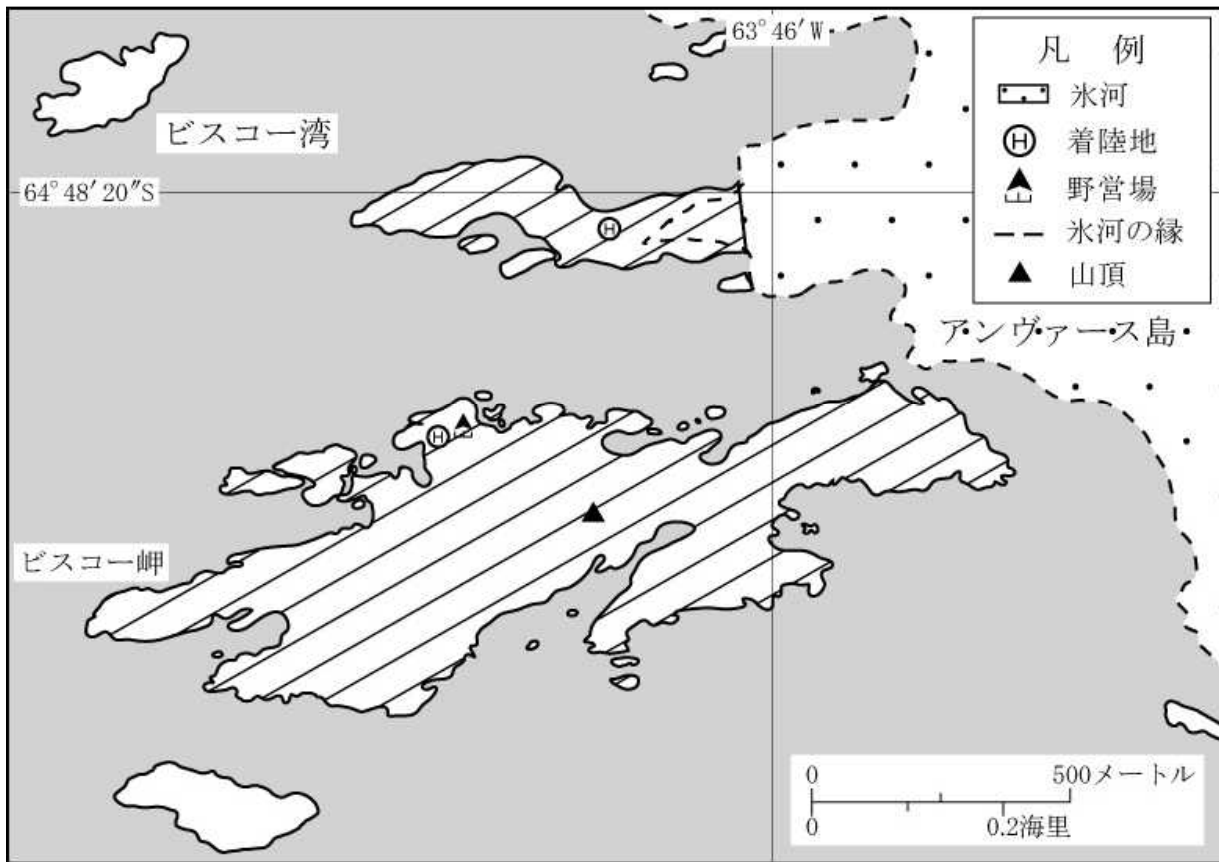
別記第二十八南極特別保護地区中「南緯62度13分43秒西経58度28分39秒」を「南緯62度13分47秒西経58度28分37秒」に、「南緯62度12分37秒西経58度29分」を「南緯62度12分55秒西経58度28分48秒」に、「ラクサ岬の北端（南緯62度9分52秒西経58度27分42秒）」を「南緯62度9分51秒西経58度28分3秒の地点に至り、同地点から東方、北から41度の方角に引いた直線を北東に進み、南緯62度9分44秒西経58度27分49秒の地点」に改める。

別記第三十南極特別保護地区を次のように改める。

第三十南極特別保護地区 削除

別記第三十九南極特別保護地区の地図を次のように改める。

(地 図)



(地 図)

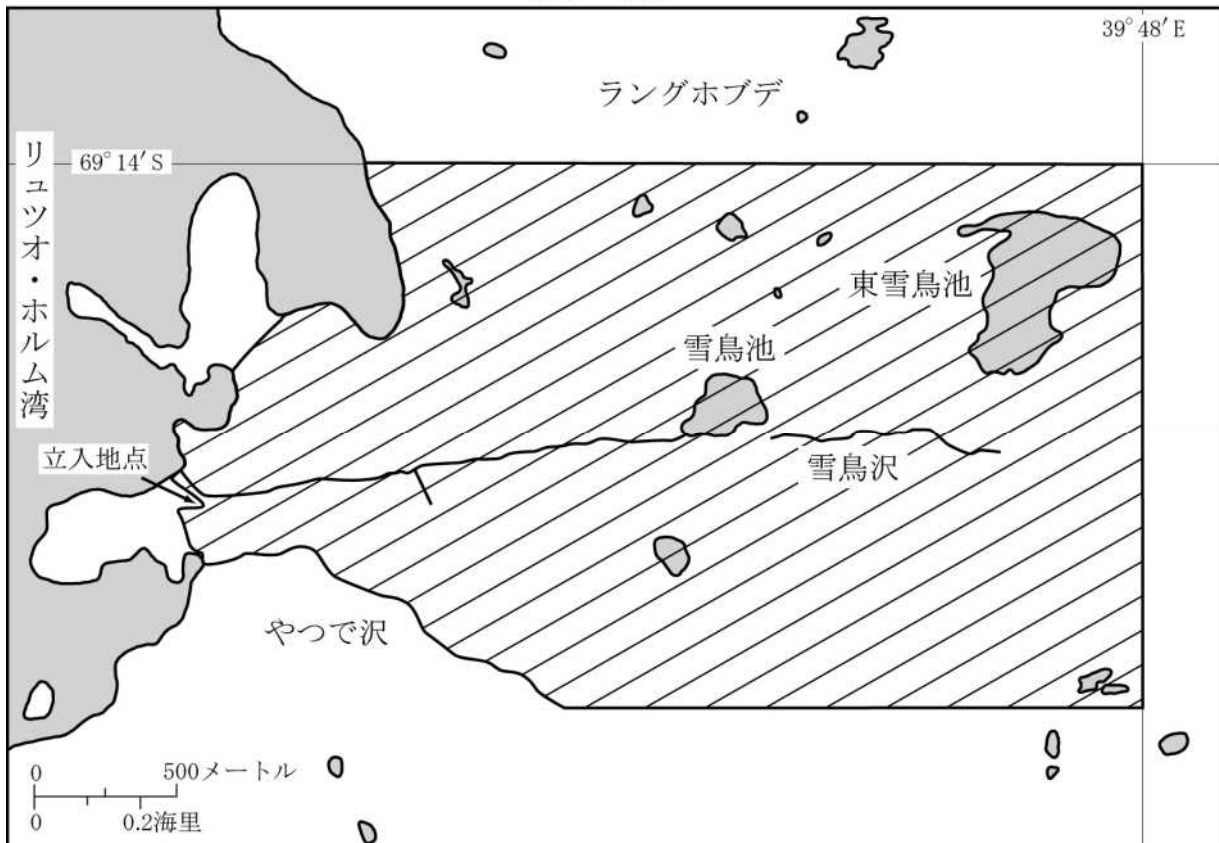
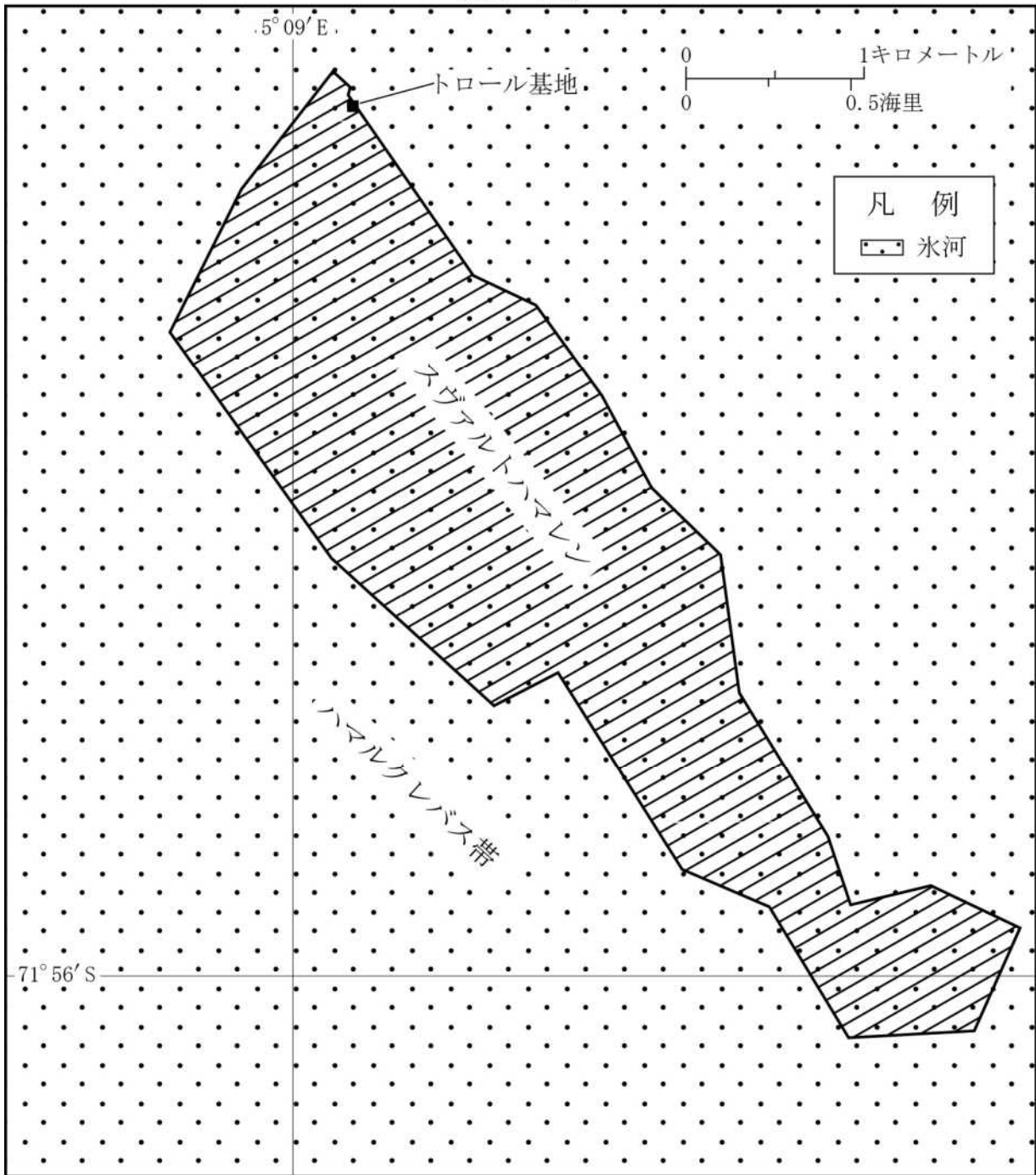


図11-10 南緯71度54分7秒東経5度7分41秒」¹⁾「南緯71度54分3秒東経5度7分47秒」²⁾「南緯71度53分14秒東経5度9分17秒」³⁾「南緯71度53分16秒東経5度9分24秒」⁴⁾「南緯71度55分42秒東経5度15分40秒」⁵⁾「南緯71度55分47秒東経5度14分25秒の地点に至り、同地点から東方、北から77度の方角に引いた直線を東北東に進み、南緯71度55分44秒東経5度15分14秒の地点に至り、同地点から東方、北から116度の方角に引いた直線を東南東に進み、南緯71度55分51秒東経5度16分5秒の地点に至り、同地点から西方、北から156度の方角に引いた直線を南南西に進み、南緯71度56分10秒東経5度15分37秒の地点に至り、同地点から西方、北から92度の方角に引いた直線を西北西に進み、南緯71度56分11秒東経5度14分24秒の地点に至り、同地点から西方、北から32度の方角に引いた直線を北北西に進み、南緯71度55分41秒東経5度12分47秒の地点に至り、同地点から西方、北から32度の方角に引いた直線を北北西に進み、南緯71度55分48秒東経5度11分34秒の地点に至り、同地点から西方、北から117度の方角に引いた直線を西南西に進み、南緯71度55分11秒東経5度10分58秒」⁶⁾「⁷⁾ただし、トロール基地（南緯71度53分22秒東経5度9分34秒）の外縁から10メートル以内の区域は除く。」⁸⁾ 図

を次のように改める。

(地 図)



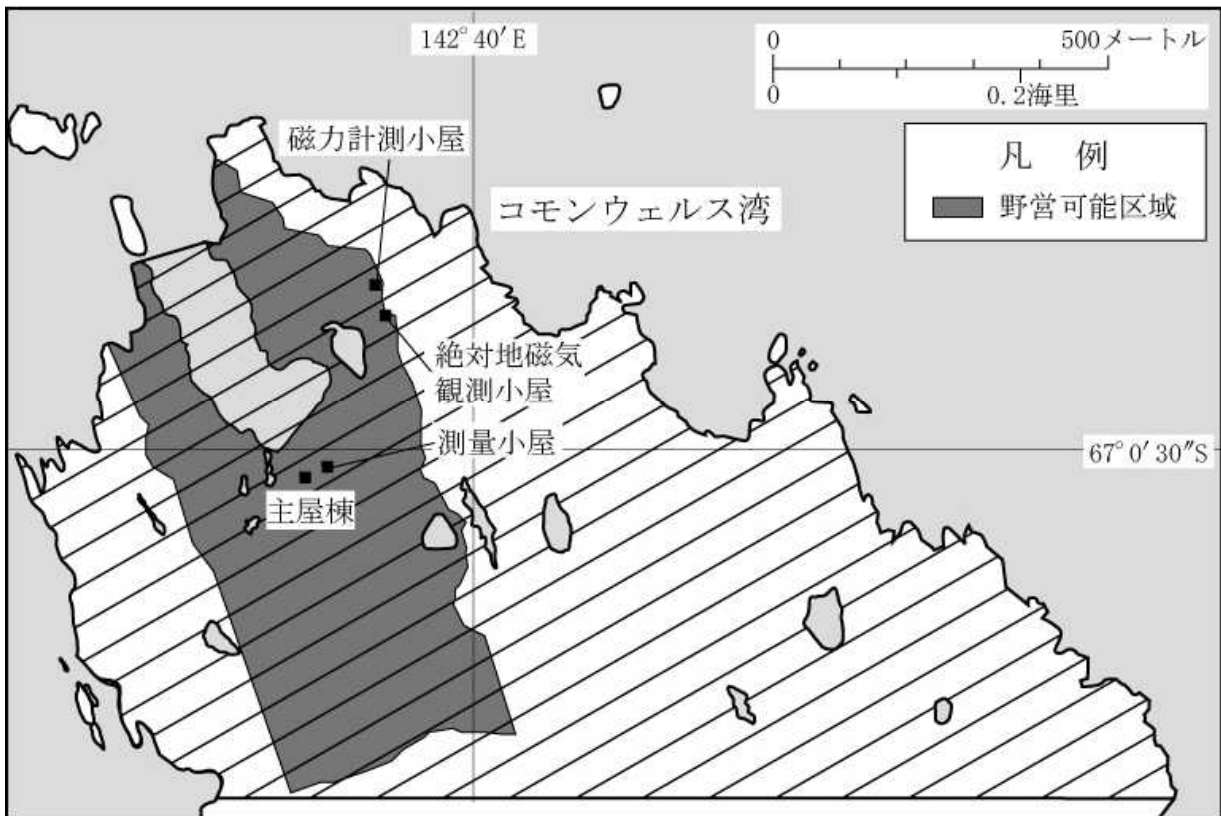
別記第六十二南極特別保護地区を次のように改める。

第六十二南極特別保護地区

デニソン岬のモーソン小屋群

この地区は、南緯67度47秒東経142度39分28秒の地点を起点とし、同地点からコモンウェルス湾の海岸線を北東に進み、ポート湾の西岸にある地点（南緯67度21秒東経142度39分28秒）に至り、同地点から東方、北から19度の方角に引いた直線を東北東に進み、同湾の東岸にある地点（南緯67度21秒東経142度39分27秒）に至り、同地点からコモンウェルス湾の海岸線を東進し、南緯67度47秒東経142度41分27秒の地点に至り、同地点から南緯67度47秒の経度線を西進し、起点に至る線により囲まれた区域から成る。

(地 図)



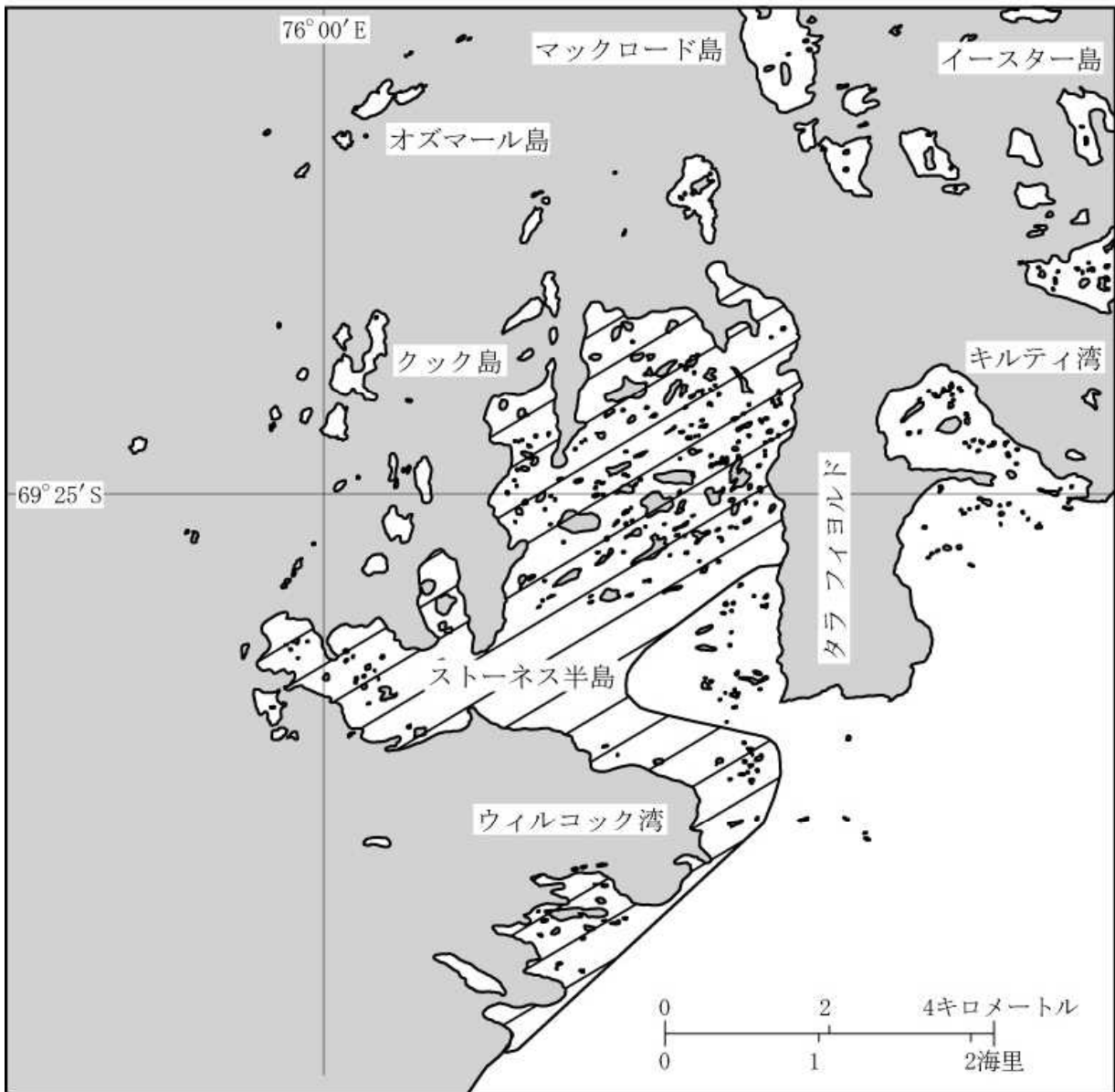
別記第七十三南極特別保護地区の次に次のように加える。

第七十四南極特別保護地区

プリンス・エリザベス・ランドのラーズマン丘陵のストーンズ

この地区は、ウィルロック湾の海岸線、南緯69度25分29秒東経76度8分29秒の地点と南緯69度25分29秒東経76度8分6秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯69度25分34秒東経76度7分45秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯69度26分1秒東経76度6分の地点を結ぶ直線、同地点と南緯69度26分4秒東経76度5分52秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯69度26分8秒東経76度5分44秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯69度26分11秒東経76度5分38秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯69度26分15秒東経76度5分37秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯69度26分19秒東経76度5分38秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯69度26分22秒東経76度5分44秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯69度26分24秒東経76度5分51秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯69度26分26秒東経76度6分1秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯69度26分36秒東経76度8分12秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯69度26分38秒東経76度8分21秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯69度26分39秒東経76度8分25秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯69度26分42秒東経76度8分28秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯69度26分47秒東経76度8分30秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯69度26分51秒東経76度8分29秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯69度26分55秒東経76度8分26秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯69度27分東経76度8分22秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯69度27分3秒東経76度8分18秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯69度27分6秒東経76度8分14秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯69度27分10秒東経76度8分8秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯69度28分39秒東経76度3分36秒の地点を結ぶ直線及び同地点と南緯69度28分40秒東経76度3分22秒の地点を結ぶ直線により囲まれた区域（次の地図の斜線部分）から成る。

(地 図)



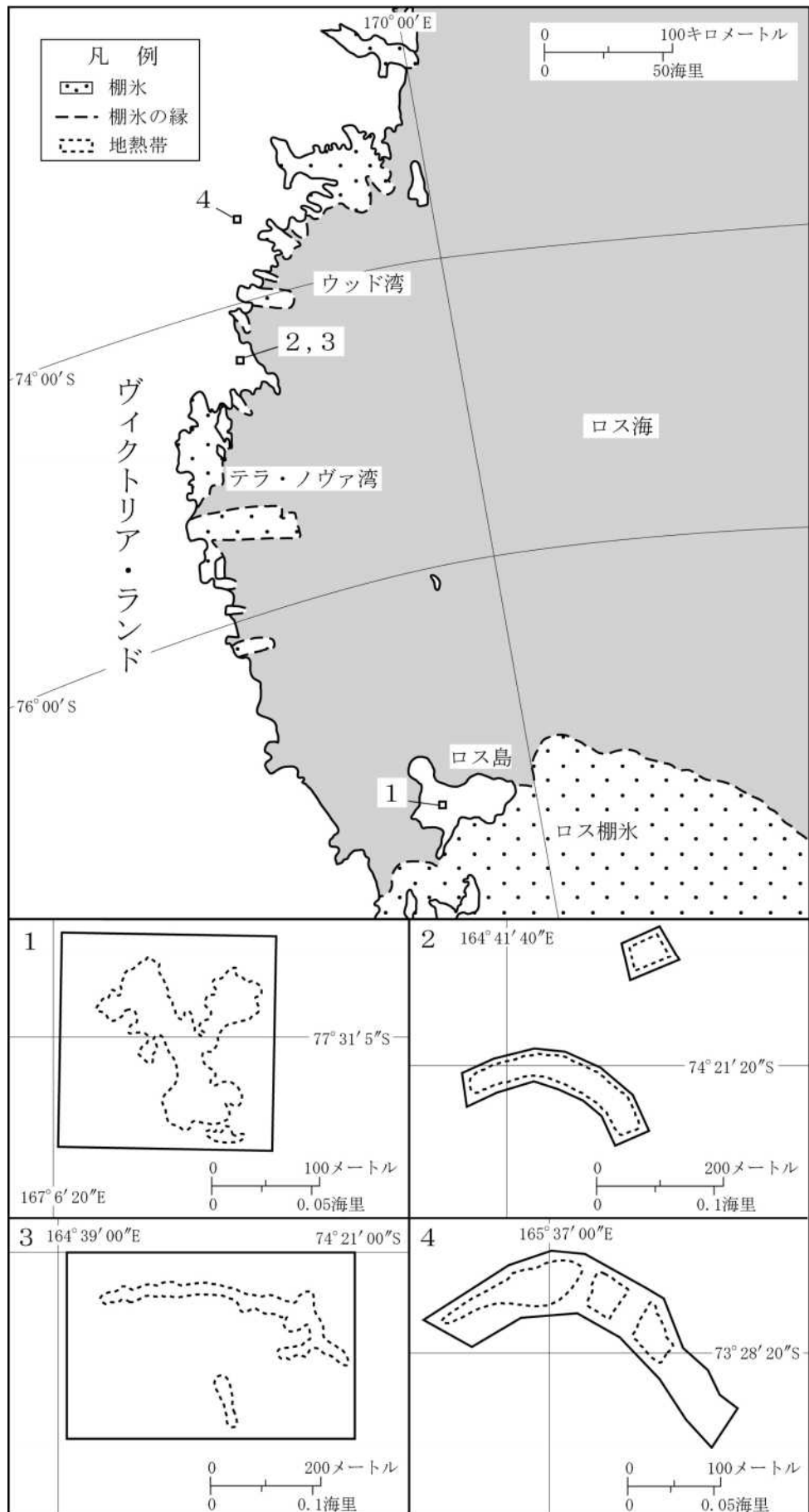
第七十五南極特別保護地区

ロス海地域の高地地熱帯群

この地区は、ロス海地域にあり、南緯77度31分2秒の緯度線、東経167度6分51秒の経度線、南緯77度31分8秒の緯度線及び東経167度6分21秒の経度線により囲まれた区域、南緯74度21分20秒東経164度41分32秒の地点を起点とし、同地点と南緯74度21分20秒東経164度41分38秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯74度21分19秒東経164度41分45秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯74度21分19秒東経164度41分51秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯74度21分20秒東経164度41分58秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯74度21分22秒東経164度42分4秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯74度21分23秒東経164度42分7秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯74度21分24秒東経164度42分1秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯74度21分23秒東経164度41分58秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯74度21分22秒東経164度41分55秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯74度21分21秒東経164度41分50秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯74度21分21秒東経164度41分45秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯74度21分21秒東経164度41分38秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯74度21分22秒東経164度41分33秒の地点を結ぶ直線及び同地点と起点を結ぶ直線により囲まれた区域、南緯74度21分14秒東経164度42分2秒の地点を起点とし、同地点と南緯74度21分13秒東経164度42分9秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯74度21分15秒東経164度42分13秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯74度21分16秒東経164度42分3秒の地点を結ぶ直線及び同地点と起点を結ぶ直線により囲まれた区域、南緯74度21分東経164度39分2秒の地点を起点とし、同地点と南緯74度21分東経164度40分5秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯74度21分11秒東経164度40分5秒の地点を結ぶ直線及び同地点と起点を結ぶ直線により囲まれた区域並びに南緯73度28分19秒東経165度36分44秒の地点を起点とし、同地点と南緯73度28分17秒東経165度36分55秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯73度28分16秒東経165度37分の地点を結ぶ直線、同地点と南緯73度28分16秒東経165度37分4秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯73度28分18秒東経165度37分12秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯73度28分18秒東経165度37分14秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯73度28分20秒東経165度37分17秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯73度28分21秒東経165度37分20秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯73度28分22秒東経165度37分22秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯73度28分22秒東経165度37分24秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯73度28分23秒東経165度37分21秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯73度28分22秒東経165度37分17秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯

73度28分21秒東経165度37分14秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯73度28分19秒東経165度37分9秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯73度28分19秒東経165度37分3秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯73度28分19秒東経165度36分56秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯73度28分20秒東経165度36分50秒の地点を結ぶ直線及び同地点と起点を結ぶ直線により囲まれた区域（次の地図の斜線部分）から成る。

(地図)



別表第六第十三南極特別保護地区の項第一号中「又は必要不可欠な管理活動」を「、必要不可欠な管理活動又は教育活動」に改め、同項第五号中「また、」の下に「必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、」を加え、「及び設置年月日」を「、設置年月日及び除去予定日」に改め、「なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。」を削る。

別表第六第十四南極特別保護地区の項及び同表第十八南極特別保護地区の項を削る。

別表第六第二十一南極特別保護地区の項第五号中「また、」の下に「必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、」を加え、「及び設置年月日」を「、設置年月日及び除去予定日」に改め、「なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。」を削り、同項中第十二号を第十三号とし、第七号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 当該地区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。

別表第六第二十四南極特別保護地区の項第一号中「、教育活動又は第六十九南極史跡記念物への訪問」を「又は教育活動」に改め、同項中第十号を第十一号とし、第五号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、同項第四号中「また、」の下に「必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、」を加

え、「及び設置年月日」を「、設置年月日及び除去予定日」に改め、「なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。」を削り、同号を同項第五号とし、同項第三号中「科学的調査」の下に「、管理活動又は教育活動」を加え、「七百五十メートル」を「六百十メートル」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 科学的調査、管理活動又は教育活動のために必要な場合を除き、航空機は当該地区内に着陸しないこと。なお、当該地区内に着陸する場合、アプテノデュテス・フォルステリ（コウテイペンギン）の繁殖地から九百三十メートル以内の海氷上には着陸しないこと。

別表第六第二十八南極特別保護地区の項第一号中「又は必要不可欠な管理活動」を「、必要不可欠な管理活動又は教育活動」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 原則として、当該地区への立入りは、南緯六十二度十分二十五秒から南緯六十二度十一分十九秒までのアドミラルティ湾西岸の海岸線からは行わないこと。

別表第六第二十八南極特別保護地区の項第四号を次のように改める。

四 毎年十月一日から翌年の三月三十一日までの期間は、原則として、回転翼航空機は当該地区内に着陸

しないこと。ただし、氷河上に限り、着陸することができる。

別表第六第二十八南極特別保護地区の項第五号及び第六号を削り、同項第七号中「なお」を「また」に改め、「除去すること。」の下に「なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。」を加え、同号を同項第五号とし、同項第八号中「原則として、」を削り、同号を同項第六号とし、同項第九号を第七号とし、第十号を第八号とし、同号の次に次の二号を加える。

九 当該地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。

十 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。

別表第六第三十南極特別保護地区の項を削る。

別表第六第三十六南極特別保護地区の項第五号中「航空機」を「回転翼航空機」に改め、同項第六号中「また、」の下に「必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、」を加え、「及び設置年月日」を「設置年月日及び除去予定日」に改め、「なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。」を削り、同項第八号中「家きん」の下に「又はその卵」を加え、同項第十一号中

「当該」を「原則として、当該」に改める。

別表第六第三十九南極特別保護地区の項第二号中「車両を使用しない」を「徒歩で移動する」に改め、同項第五号中「また、」の下に「必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、」を加え、「及び設置年月日」を「設置年月日及び除去予定日」に改め、「なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。」を削り、同項第十号中「ただし、し尿の海域への排出は除く。」を削る。

別表第六第四十一南極特別保護地区の項第一号中「又は必要不可欠な管理活動」を「必要不可欠な管理活動又は教育活動」に改め、同項第二号中「南緯六十九度十四分三十九秒東経三十九度四十三分三十六秒」を「南緯六十九度十四分三十八秒東経三十九度四十三分二十二秒」に改め、同項第五号中「なお」を「また」に改め、「除去すること。」の下に「なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。」を加え、同項中第十二号を第十三号とし、第九号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九 当該地区内に当該地区以外の土壌を持ち込まないこと。

別表第六第六十二南極特別保護地区の項第九号を次のように改める。

九 当該地区内では、別記の地図上に示された区域に限り野営することができる。

別表第六第六十二南極特別保護地区の項第十号中「当該」を「原則」として、当該に改め、同項中第十八号を第十九号とし、第十二号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十一号中「当該」を「原則」として、当該に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十号の次に次の一号を加える。

十一 当該地区内の湖で泳がないこと。

別表第六第六十九南極特別保護地区の項第二号中「南極鳥類の個体」を「ペンギン」に改め、同項第三号中「回転翼航空機」を「飛行機は当該地区内に離着陸しないこと。また、回転翼航空機」に、「南極鳥類の繁殖地」を「ペンギンの集団」に改め、「区域に離着陸しないこと。」の下に「ただし、単発式回転翼航空機は、冰山、島等の遮蔽物によりペンギンの集団に直接騒音が届かない区域においては、毎年十月二日から翌年の四月三十日までの期間は、離着陸することができる。」を加え、同項第四号中「回転翼航空機」を「毎年五月一日から十月一日までの期間は、航空機」に改め、「南極鳥類の繁殖地から千メートル以内の区域の」を削り、同項第六号を削り、同項第七号中「また、」の下に「必要がなくなったときは、速やかに当該

工作物を除去すること。なお、「」を加え、「並びに設置年月日及び撤去予定年月日」を「」、設置年月日及び除去予定日」に改め、「なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。」を削り、同号を同項第六号とし、同項第八号中「アプテノデュテス・フォルステリ（コウテイペンギン）の繁殖地」を「ペンギンの集団」に改め、同号を同項第七号とし、同項第九号中「原則として、「」を削り、同号を同項第八号とし、同項中第十号を第九号とし、第十一号から第十四号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第六第七十一南極特別保護地区の項第四号中「また、「」の下に「必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、「」を加え、「並びに設置年月日及び撤去予定年月日」を「」、設置年月日及び除去予定日」に改め、「なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。」を削り、同項第七号中「当該地区内に」の下に「調理していない」を加える。

別表第六第七十三南極特別保護地区の項第三号及び第五号中「アプテノデュケス」を「アプテノデュテス」に改める。

別表第六第七十三南極特別保護地区の項の次に次のように加える。

第七十四南極特

一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理

<p>別保護地区</p> <p>第七十五南極特</p>	<p>別保護地区</p>
<p>活動に限る。</p>	<p>活動に限る。</p> <p>二 原則として、当該地区内では車両を使用しないこと。</p> <p>三 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。</p> <p>四 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。</p> <p>五 当該地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>六 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。</p> <p>七 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p> <p>一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。</p>

-
- 二 当該地区内では車両を使用しないこと。
 - 三 回転翼航空機は、当該地区内に着陸しないこと。
 - 四 当該地区内では回転翼航空機に搭載された発煙筒を使用しないこと。
 - 五 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。
 - 六 当該地区内では野営しないこと。
 - 七 当該地区内に燃料及び食品を持ち込まないこと。
 - 八 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。
 - 九 当該地区内に当該地区以外の土壌を持ち込まないこと。
 - 十 当該地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。
-

	<p>十一 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。</p> <p>十二 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>
--	--

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行日前にされた南極地域の環境の保護に関する法律（次条において「法」という。）

第六条の確認の申請であつて、この省令の施行の際、環境大臣による確認をどうかの処分がなされていないものについては、なお従前の例による。

第三条 この省令の施行前にした法第七条の規定による確認は、同条第一項第三号の要件については、この省令による改正後の南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の規定に基づいてしたものとみなす。

第四条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。